

第108回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和7年1月22日(水) 10時15分から11時30分まで

2 開催場所

盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館 5階 大会議室

3 出席者

【委員15名 敬称略・五十音順】

石川 奈緒 (リモート)

伊藤 絹子

大河原 正文

大嶋 江利子 (リモート)

齊藤 貢 (会長)

櫻井 麗賀 (リモート)

鈴木 まほろ (リモート)

平井 勇介

前田 琢

三宅 諭 (リモート)

【事務局】

環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 加藤 研史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 竹原 明

その他関係職員

【事業者】

中ノ橋通一丁目地区市街地再開発組合

4 議事

(冒頭、事務局から、委員15名中、会場参集5名・リモート5名の計10名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。)

(1) 会長の選出について

齊藤貢委員が会長に選出されました。

(2) 職務代理者の指名について

石川奈緒委員が職務代理者に指名されました。

(3) 中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業東街区施設建築物新築工事について

[齊藤会長]

それでは、議事の「中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業東街区施設建築物新築工事第2種事業の判定」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[齊藤会長]

事務局ありがとうございました。それでは審議の方に入りたいと思います。

事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めてお気づきの点がございましたらお願いしたいと思います。なお、事業者の方は、発言する際に所属、氏名を述べてから、御発言いただきますようお願いいたします。それでは、委員の皆様どなたか質問等はございますか。

平井委員、お願いいたします。

[平井委員]

事前質問の中で住民説明会の話がいくつかでているのですが、住民説明会は具体的に何回で、どのような単位で開かれたのかとか、ざっくり教えていただけますでしょうか。

[事業者側]

菅野宏史建築設計事務所の阿部と申します。住民説明会についてですけれども、今回の計画地から120メートルの範囲に今回の計画の概要を配布しまして、その中に近隣説明会の内容、日時の方も設定させていただきまして、近隣で来ていただける方ということで近隣説明会を1度実施しております。

[平井委員]

それでは、自治会単位や商店街に向けてではないということでしょうか。

そこで住民から何か不安の声があがったとかありましたでしょうか。

[事業者側]

特段、問題となっているようなことはなかったのですが、基本的には市の方にも当然議事録としては提出していますので、もし、必要であれば、そちらの方も合わせて提出させていただきます。

[齊藤会長]

その他、御質問ございませんでしょうか。伊藤委員お願いします。

[伊藤絹子委員]

今の回答とも関連するのですが、電波障害の件のところで気になっているところがありまして、回答では個別対応をしていくと回答されているのですが、その対象となる戸数はどのくらいある

のでしょうか。

[事業者側]

実際には状況を見てなんですけれども、予測範囲としても、近隣の方には配布しております、すいません、具体的に何戸ということは回答できないのですが、状況によって、高さが上がってくればそれだけ範囲が広がってくると思いますので、随時工事の進捗を確認しながら、状況を見て対応させていただきたいと思います。

[伊藤絹子委員]

ぜひ丁寧な対応をお願いしたいなと思います。

[齊藤会長]

その他、御質問ありませんでしょうか。伊藤委員お願いします。

[伊藤絹子委員]

資料No.3-4の8番で、どんな植物を配置する予定ですかという内容を聞いたと思うのですが、その回答でソヨゴやヤマボウシを配置しますという回答があったのですが、こういう樹種を選んだ理由がもし分かれば、参考までに教えていただきたいと思います。

[事業者側]

基本的には、あまりメンテナンスがかからないもの、地域性で流通しているもの、長く継続して維持できるようなものということで、選ばせていただいています。

[伊藤絹子委員]

他のところでもこういうのを使っているのですかね。

[事業者側]

はい。

[伊藤絹子委員]

そうですか。分かりました。以上です。

[齊藤会長]

その他、御質問ございませんでしょうか。大河原委員お願いいたします。

[大河原委員]

事前の質問には入っていないのですが、事業概要書の2-23ページ、基礎・地下躯体工事に基礎杭（場所打ちコンクリート杭）を打つということが書いてあり、参考資料のところに、地下水が KBM-5.14-5.15メートルにあるということですが、杭が地下水のところまで多分行くと思います。

れども、そういう認識でよろしいでしょうか。

[事業者側]

はい。

[大河原委員]

一応コメントですけれども、地下水のところまで杭を打つということになりますので、工事中のいろんな不具合等には十分留意の上、進めていただければと思います。

[事業者側]

かしこまりました。

[齊藤会長]

その他、質問はございますか。鈴木委員お願いいたします。

[鈴木委員]

先ほど伊藤絹子委員とのディスカッションで、植栽する樹種の話があったのですが、これはガイドラインのようなものはありますでしょうか。マンションに植栽する木についてのガイドラインが業界でありましたら教えていただきたいです。

[齊藤会長]

事業者の方、お願いいたします。

[事業者側]

特別ガイドラインということではないのですが、我々が選定する上で、あまり虫を呼ばない、匂いが出ない、あまり落葉も多くしないということで選ぶようにしています。特別、指針や具体的なガイドライン等はございません。

[鈴木委員]

他に盛岡市内のマンション等でこの樹種を植えた例はありますか。

[事業者側]

すみません。直近では、我々の方での情報ではそこまでは調べられていません。今後、近隣の方も調査の上で、参考にしていきたいと思います。

[鈴木委員]

一般に多分、街路樹の植栽について、いくつか公のものでガイドラインが公表されていると思います。そういうものを参照にされているかは分かりませんが、確かその地域の在来種を使うということをおっしゃっていたかと思います。まず、ソヨゴは東北地方には多分分布しなくて、植えるとソヨゴ

には寒すぎて枯れるおそれがあるというのが素朴な感想として持っています。あとソヨゴもヤマボウシも赤い美味しそうな実がついて、鳥が食べに来る木なのですが、そういうものを他所から持ってきて植えて鳥が食べて種を運んでというのが考えられるので、あまり都市の真ん中に植える木としては、望ましくないのではないかとこのことを感想として持ちました。環境影響評価の手續上、どうこうということではないのですが、参考までにコメントします。

[事業者側]

実績としては青森でも弊社の方でやらせていただいております、ソヨゴの実績はあるのですが、今いただいた意見をもとに、もう一度樹種の選定をさせていただきたいと思っております。

[齊藤会長]

それでは他に質問はございますか。三宅委員よろしくお願いたします。

[三宅委員]

八幡宮の本殿から見たときに、今回の計画しているマンションが既に建っているタワーマンションの影に隠れるのかというのが一点と、もし隠れずに見える場合、岩手山の眺望を妨げる位置になるのかどうかは分かりますか。

[事業者側]

八幡宮からの視点については、位置関係からすると今回この建物によって疎外されることはないと考えています。

[三宅委員]

位置関係からいうとあるんじゃないですか。今マンションに隠れているか八幡宮の階段を上ったところから確認されたということでしょうか。

[事業者側]

すみません。そこからはまだ確認していませんでしたので改めて確認させていただきます。

[三宅委員]

確認をお願いします。確認せずに、ないとはっきり言わないでください。

[齊藤会長]

その他、御質問はございますか。事務局の方から今日欠席された委員の意見の方、お願いします。

[事務局]

資料No.3-4の1番、2番について、事前にやりとりした質問と事業者回答などを受けまして、永幡委員から、コメントを預かっておりますので、御紹介いたします。コメント照会前に前提を簡単に御説明いたしますと、1番の意見ですが、騒音の環境基準について、幹線道路近接空間の場合、特例を

当てはめることとされているが、この基準が制定された際の審議会の答申で、幹線交通を担う道路に面して大規模な再開発を行おうとする場合などは、沿道に非住宅系の土地利用を誘導するよう努めることが適当であると述べられている。よって本事業において、この場所に住宅系の土地利用をしなくてはならない必然的な理由がなければ立地すべきではなく、理由があるならばそれを明記すべきという意見で、それに対して、事業者からは、対象事業の目的を修正するとしまして、今回資料No.3-5の1ページ目のおり修正しております。それから2番につきましては、1番を踏まえて、住宅立地が避けられない場合は、屋内指針を満たすことができる防音性能の設計であることを示す必要があるという意見で、事業者回答としては、環境基準の屋内指針値を満足するように、騒音の現況値を測定し防音性能の設計をするとしています。また、この資料とは別に、事務局において、盛岡市がこの答申をどのように取り扱っているか確認したところ、盛岡市の環境の担当課としては、答申に基づき幹線道路に非住宅系の土地利用を誘導するような指導等は行っていないということで確認しております。

これらを受けまして、永幡委員からお預りしたコメントについてその概要を御紹介いたします。中央環境審議会の答申に基づいた指導を行っていない自治体は実際に多く、騒音の研究者の間では長年問題視されてきたもの。環境影響評価の土地地区画整理事業等の案件で、幹線道路沿線には住宅をつくるべきではないと指摘され、計画変更になった事例もあるが、それは少数派と思われるもの。それから、夜間の屋内の等価騒音レベルが40デシベルを下回れば音環境に対して一定の満足度が得られ、事業者から今回の2番の回答が経られていることから、今回の回答は全く納得できないとまでは申し上げないが、もし、窓を閉めないで、このレベルが実現できないような場合は、窓を開けて生活することを望んでいる人にとっては、音環境について不満と評価される可能性が高いと予測される。従って、窓を閉めてはじめて夜間の屋内指針が達成される場合には、販売時には、そのような物件であることを明記する必要があると指摘しておくとのことです。また、2番の事業者回答につきまして、このままでは万全ではなくて、現況の騒音レベルが環境基準を上回っている場合は、事業者回答のおり、現況の騒音レベルに対して屋内指針を満足するような遮音設計をし、現況の騒音レベルが環境基準を下回っている場合は、環境基準すれすれになった場合でも屋内指針を満足するような遮音設計とする。そのような対応をして、安全側の対策を立てるべきとのことでした。以上でございます。

[齊藤会長]

はい、ただいま事務局から代理でいただいた質問に対して事業者から回答等がございますか。

[事業者側]

山形県理科学分析センターの大槻と申します。私からお答えできることですが、御指摘のとおり、環境基準の室内騒音指針値は窓を閉めた状況のものでして、窓を開放した状況ではこの指針値は適用されず、外部騒音がそのまま入ってくれば、満足できないことは確かでございます。従いまして、窓を開放した状況でも、生活するうえで室内騒音指針値を満足されるというか、窓を開放して生活したいとおっしゃるお客様に対しては、事前に御説明することが必要であることを認識させていただきました。

現況でございますが、窓を閉めた状態で、室内騒音指針値を満足できる設計をするために、現在、現状の状況で環境騒音を測っております。ポイントですけれども、南面のサッシがメインとなりますので、外部騒音が一番入射するところで、高さ5メートル、2階高のところで、現況測定しております。

現況のところは道路から 30 メートルくらい離れたところでしていますので、環境基準でいうとC類型の基準で確認しましたがけれども、等価騒音レベルの平均値であると昼間 54 デシベル夜間 46 デシベルとなっております、今の環境基準、現況値を測った状態でも満足する状態です。

御指摘だと、環境基準を下回っている場合は、環境基準すれすれとなった場合でも、室内指針値を満足するようにと御指摘いただきましたので、そのような設計を検討すると考えております。今のところ、サッシについて遮音性能の必要とされる遮音性能を検討して計算した結果でも、室内騒音レベルが大体 30、夜間は 25 ぐらいになることが確認されておりますので、外部騒音が 10 デシベルくらい高くなった場合でも、室内の音環境は確保できると考えておりますので、そのように検討をすすめさせていただきたいと考えております。以上でございます。

[齊藤会長]

ただいまの回答を受けて、委員の皆様からございますか。他に質問はございますか。ないようであれば、非公開事項に該当する質疑がある場合は、非公開の審議に移りたいと思います。非公開事項該当する質疑はございますか。ないようですので、それではアセス手続を行う必要があるかどうかについて資料No.3-2 の第二種事業の判定の基準に照らし、審査会としての結論を出す必要がございますが、結論を出す前に委員と事務局のみで審議を行いたいと思います。事業者の方は、一度室外で待機をお願いいたします。

(事務局が事業者を室外に誘導しました。)

[齊藤会長]

それでは委員の皆様から、アセス手続の要か不要かについての御意見や、アセス不要であっても、環境保全の見地から、配慮すべき事項として付帯的な御意見がありましたらお願いいたします。

先ほどの質疑の中で、景観のことであるとか、騒音のこと、あとは樹種のこと等が出ておりましたけれども、何か付帯的にすべき意見はございますか。

平井委員、お願いいたします。

[平井委員]

先ほどの騒音に対する回答ですが、窓を開けても騒音の問題がないような工事をするという話ですか。専門でないから分からないが、そういうものなのでしょうか。

[齊藤会長]

本日専門の永幡委員はいらっしゃらないが、何らかの方法により音を遮るということかもしれないが私も専門ではないので詳しく分からないです。一般的にはサッシ等により室内の環境を保つということかとは思いますが。

具体的にどのような施工されるかは事業者にお任せするとして、騒音について付帯であるということとで申し添えておけばよろしいでしょうか。はい。

その他ございますでしょうか。平井委員お願いします。

[平井委員]

住民説明会のやり方はちょっとアバウトな気がするのですが、どこまで具体的に言うかはありますが、もう少し丁寧にやってもらいたいと思います。

[齊藤会長]

住民説明会は1度きりという回答がありましたけれども、もう少し丁寧な説明をとということも付帯意見でつけるのがよろしいでしょうか。

[平井委員]

どのように言えばいいのでしょうか。

[齊藤会長]

事務局の方でどのような付帯意見をつけるとか、対応できますか。

[事務局]

例えば、過去の事例ですが、マンション事業で付帯意見としたのは、騒音及び日照に関する周辺住民への影響が予測されていることから、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、住民との十分なコミュニケーションを図ることという付帯意見をしております。それを参考に少し変えるような形で、こういったことが懸念されるとか、住民への丁寧な説明だとか、説明会を行うなどを加えるなどとして、付帯意見とすることは考えられるかなと思います。

[平井委員]

住民の自治組織の単位であれば一般的に住民は意見を出しやすいと思うが、当該地域で住民自治組織がどれほどの数になるのか、調べてみないと分からない。

[齊藤会長]

例えば平井委員の案としては、商店街とかそういう区割りというところも、文言として入れておいたほうが良いということでしょうか。

[平井委員]

住民組織の単位がかなり複雑だと思いますのでそれを1個1個説明するというと相当な手間かと思いますが迷うところです。

[齊藤会長]

過去にそういった付帯を入れた事例があるということですので、それに沿った形で載せるような形にするということでもよろしいですかね。

その他、御意見がございましたら、よろしいでしょうか。

それではその他ないようでしたら、事務局から第二種事業の判定の基準への適合性をどのように整理しているのか、御説明の方お願いいたします。

[事務局]

事務局としましては、資料No.3-2 の判定基準・要件に照らしまして、環境影響の程度が著しいものとなる恐れがあると認められ環境影響評価その他の手続が必要と判定する条件は整わないものという事で整理しております。

[齊藤委員]

事務局の方からはアセスの手続は必要もないということですが、委員の皆様の方で、いや、アセスが必要だという御意見をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。基本的にはアセス不要ということでもよろしかったですか。

判定の結果、アセス不要ということになりますけれども、環境保全の見地からの御意見がございましたので、後ほど事務局において、それらの意見を取りまとめて事業者に伝えていただくようお願いいたします。

それでは審査会としての結論がまとまりましたので、事業者をお呼び願います。

(事務局が事業者を室内に誘導しました。)

[齊藤委員]

それでは審査会の意見をお伝えいたします。判定基準に照らして審議いたしました結果、当該事業の実施により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、審査会としては、環境影響評価手続は不要と考えます。しかしながら、騒音に係る部分でありますとか、住民説明等につきまして意見が出されましたので、この点について申し添えておきます。事務局におかれましてはこの意見を踏まえ、事業者及び盛岡市に対し、書面により正式に判定結果と、あとは付帯意見として騒音及び住民説明についてお伝え願います。以上で本日の審議を終了します。事業者の方はお疲れ様でした。それでは進行の方は事務局にお返しいたします。

3 その他

[事務局]

3のその他について、事務局から御報告いたします。

[事務局]

(資料No.4により、環境影響評価手続の実施状況等について説明しました。)

[事務局]

それでは、以上をもちまして本日の審査会を終了させていただきます。長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。